

朝見式勅語講話

特100

5/2



始



持100

512

勅語

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但タ皇位
一日モ曠クスヘカラス國政須臾モ廢スヘ
カラサルヲ以テ朕ハ茲ニ踐祚ノ式ヲ行ヘ
リ

顧フニ先帝睿明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺
リ萬機ノ政ヲ親ラシ内治ヲ振刷シ外交ヲ
伸張シ大憲ヲ制シテ祖訓ヲ昭ニシ典禮ヲ
頒テ蒼生ヲ撫ス文教茲ニ敷キ武備爰ニ整
成績咸渉リ國威維揚ルノミカニ盛德鴻業萬
民具ニ仰キ列邦共ニ視ル寔ニ前古未タ曾
テ有ラサル所ナリ

朕今萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ
繼承ス祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由
リ之カ行使ヲ愆ルコト無ク以テ先帝ノ遺
業ヲ失墜セサラムコトヲ期ス有司須ラク
先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事ヘ臣民亦
和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等克ク朕
カ意ヲ體シ朕力事ヲ獎順セヨ

朝見式勅語講話

曩に先帝の御不例に渡らせらるゝ趣御公表がありまして以來我々國民は憂懼に堪へないで日夜至誠を以て速に御平癒遊ばされんことを祈り奉りましたが其の詮もあらせられず終に七月三十日午前零時四十三分といふに崩御遊ばされましたのは御同様何とも恐れ入つた次第でありますかくて同日午前一時践祚の御式があらせられて今迄の東宮殿下は、目出度天皇の御位に即かせられ年號を大正と改め給ひ越えて三十

一日午前十時新帝陛下には宮中の御正殿に於て朝見の御盛儀を擧げさせられました。今其御模様を漏れ承るに伏見宮、閑院宮、同妃東伏見宮、同妃、伏見若宮、同妃、久邇宮、同妃梨本宮、同妃朝香宮、東久邇宮北白川宮、同妃竹田宮、同妃各殿下は何れも御正裝御正服に、金光燐爛たる勳章大綬を佩びさせられ、定刻前に御參内兩陛下に御對顏あり、西園寺首相以下大臣元老、樞密顧問官元帥大將、其外文武百官數百名は多くは夫人同伴にて大禮服佩勳の上、十時迄に朝集所に參集し、式部官に前導され、御正殿に入り、序列正しき定の席に着きたる頃、式部

官警蹕し、戸田式部長官渡邊宮内大臣の御前行に依り、天皇陛下には大元帥の御正裝(黒色金鈕附、兩肩章)には龍の刺繡あるものに、大勳位其他御佩用の上、出御あらせられ、正面の御椅子に着御、侍従は劍璽を奉じ、波多野侍従長、田内侍従以下各侍従、村木武官長以下各侍従武官等御椅子の後部に侍立、伏見宮殿下以下各皇族殿下供奉しました。皇后陛下には白色の通常御禮服に一等寶冠章を佩びさせられ、一條大夫の御前行に依り、正親町女官以下各女官扈從、閑院宮妃殿下以下各宮妃殿下供奉、天皇陛下の左手の御椅子に着かせられました。此の

時一同起立して最敬禮を行ひましたとき天皇陛下には朝見の勅語を賜り西園寺首相は御前に參進し恭しく奉答せられましたといふことでありますこれより謹んでその勅語を奉讀し且つは大御心の有らせらる所の萬一を伺ひ奉らうと思ひます。

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ固シ但タ皇位一日モ曠クスヘカラス國政須臾モ廢スヘカラサルヲ以テ朕ハ茲ニ践祚ノ式ヲ行ヘリ

この一段は先帝の崩御遊ばされたにより新に御位に即かせられた事を宣はせられたものであります。朕とは陛下御自身を仰せらるゝ御言葉でさて宣ふやう、『此度はおもひがけなくも先帝が崩御遊ばさるゝといふ様な不幸に出逢つた、何とも悲しく痛ましき限りである、しかし天皇の位は憲法に定められて有る通り、國の元首にして、統治權を攬り總べ行ふものなれば、一日たりとも空けて置く譯には参らぬ、國家の政は暫時たりとも捨て置く譯には行かないから、朕は此の大喪中にもかゝはらず、践祚の式を行つて、天皇の位に即い

たとの仰おほせであります。

實じつにや先帝せんていが崩御はくぎょ遊ばされて御悲しみの御涙おんなみだに暮れさせ給たまへる中に大御おほみ掟おきてのまゝとは申せ、御心情ごじゆうじょうを拜察はいさつし奉れば何とも畏かしこき次第しだいであります。

序ついでながら践せんそ祚そくと即位そくいとの區別くべつを申ましおきます、践せんそは履ふむといふこと、祚そくは幸さいわといふこと、即そくて皇みくらる位いみの意味いみされば践せんそ祚そくとほ皇みくらる位いみを践ふみ天てん皇わとならせらることであります、昔むかしは践せんそ祚そく即そくち即位そくいであります、孝德天皇こうとくてんわうの御代ごより支那しなの制度せいどを御用ごようひになるにつれて、即位そくいの御儀式ぎしきもそれを擬おこね給まひ、色々いろくの御準備ごじゅんびに日數ひかずを取とるか

ら、先づ践せんそ祚そくの式しきを擧ひげ、更に日ひを極きめて、即位そくいの大禮だいれいを行おこなはせらるゝ事こととなりました、明治の御代ごとなりましては、皇室典範くわうじゆてんぱんなり、登極令とうごくよくれいなり、御定めいだいになりましたから、今はこれによりて行おこなはせらるゝ次第しだいであります、乃おので践せんそ祚そくは先帝せんていの崩御はくぎょ遊ばすと同時に、皇太子こうたいし様さまが直ただに皇位おほみに即そくかせ給たまひて、祖宗そそうの神器じんぎを承うけさせらるゝこと、即位そくいは諒闇りょうがん御大喪おおむ中一ヶ年ねんの後のち、秋冬あきひだいの間に於おて行おこなはせらるゝので、場所ばしょは京都きょうとと定きまつて居ゐります。

顧おもフニ先帝睿明エイメイノ資シヲ以モツテ維新シンノ運ウシニ膺アタリ萬機パンキノ政マツリゴトヲ親ミツカラシ内治ナイチヲ振刷シンサツシ外グワイ

交ヲ伸張シ大憲ヲ制シテ祖訓ヲ昭ニシ
典禮ヲ頒テ蒼生ヲ撫ス文教茲ニ敷キ武
備爰ニ整ヒ庶績咸済リ國威維揚ル其ノ
盛德鴻業萬民具ニ仰キ列邦共ニ視ル寔
ニ前古未タ曾テ有ラサル所ナリ

この一段は先帝の盛なる御徳と大なる御功業とを、今更に頌め稱へ奉らるるものであります。

さて思召す様、先帝には取分けて御すぐれになつた御性質にて、御一新の御時運にめぐり逢はせ給ひ、鎌倉幕

府このかた久しく武家が執り行ひ來りし政治をば、朝廷の方に御取返しになり、今迄弛びし政治の大綱を張らせ給ひて、御親ら萬の機を知食し、内には封建の制度をやめて、海内外一統の御政治を布き、廢れたるをば興し、弊あるをば改め給ひ、外には列國との交際を厚くして、或は條約の改正に、或は同盟の締結に、國の權力を伸ばさせ給ひ、帝國憲法の如き、大御掟や、皇室典範の如き、大御典を制りて發布し給ひ、皇祖皇宗の遺し給ひ掟て給ひし御訓を明にし、且つは天下萬民を慈しみ給ひ撫でさせ給ふた、しかも教育の道は、山の奥野のはて、到らぬ

隈なく行き渡り、國民は何れも勅語の大御教に遵ひ奉り、皇軍の備は海に陸に足はぬ處なく整ひて、軍人は皆勅諭の大御心に副ひ奉つた、又戊申詔書を下し賜ひては、發展すべき國運と大國民の執るべき態度とを諭し給ひ、隨て殖産に興業にはた交通に衛生に、その外何くされどなく、凡ての事皆調ひ、萬の績皆廣まつた、前には清露二國をも併せて領土を廣め給ひ、國の御光は天つ日と共に輝き渡つた、その盛なる御徳と大なる御功業とは、韓國をも併せて領土を廣め給ひ、國の御光は天つ日と共に輝き渡つた、その盛なる御徳と大なる御功業とは、我が國民の諸共に仰ぎ奉り、他の國々の齊しく頌へ奉る所で、眞に今迄に曾てなき事であるとの仰であります。

誠や先帝御一代の御徳と御功業とは、この仰言に漏る處はない、と拜察致されます、おもへば御不例と承りて以來、捧げまつりし國民の懼禱も御登遐と聞いて悼み奉る外人の贊辭も、皆この高き尊き御徳を仰ぎ奉り慕ひ奉りて、覺えずその行にもあらはれ、その言にも出たものとしかおもはれませぬ、漏れ承る處によれば、先帝の御病症は夙くも日露戰爭の時から萌し給ひしが、士氣の沮喪けんことを御氣遣遊ばして、二三の元老の

外へは知らせ給はず、その後京都に御静養遊ばるゝ
様某大官の御勧めまゐらせし砌にも、萬機の政は一日
も捨て置くべからずとて御聽しがなかつたとの御事、
只管に國を思ひ民を思ひ給ふ大御心の有りがたさは、
今更申上げん様なく、かくて終に重らせ給うて、此度俄
に崩御遊ばれた事は返すべくも恐れ入つた次第では
ありませんか。

どこしへに民安かれと祈るなる

我か世を守れ伊勢の大神

古のふみ見る度におもふかな

己か治むる國は如何にと
これ即て先帝御一代に於ける愛國愛民の大御心の總
べてを伺ひ奉る事が出来て何とも畏く辱なき極みで
あります。

夏の夜も寝さめかちにそ明かしける

世の爲おもふ事多くして
年々に思ひやれとも山水を

汲みて遊はん夏なかりけり
折柄に又此の兩首の御製を拜誦し奉るにつけても只
熱き涙がこぼるゝ許りであります。

朕チ今イマ萬世パンセイ一系ケイノ帝位テイヲ踐フミ統治トウジノ大權タケン
ヲ繼承ケイシヨウス祖宗ソウジウボノ宏謨ククウボニ遵シタガヒ憲法ケンパノ條章デウ
ニ由ヨリ之コレ力コウ行使シヨウヲ懲シタガルコト無ナク以モツテ
先帝セシティノ遺業ケイエイヲ失墜シツツヰセサラムコトヲ期キス
有司イリ須スベカラク先帝セシティニ盡ツクシタル所トコロヲ以モツテ朕チ
ニ事ツカへ臣民ミンマダワ亦和衷チウケフ協同ドウシテ忠誠チウキヲ致イタス
ヘシ爾等ナシナラ克ヨク朕チ力意イヲ體タメシ朕チ力事コトヲ獎シヤウ

順ヨウセヨ

この一段は陛下の大御心のおはす所を御示しになります

まして又我々臣民には忠義チウギを盡せ、至誠モジロを致せと諭し給ふのであります。

「朕チは今開闢以來、天地と窮りなき萬世一系の天皇の位に即き、この日本帝國を統べ治むる大權タケンを承け繼いた、皇祖皇宗なる御先祖たちの建て給ひし大なる御謨ヨウモウに遵シタガ奉り、憲法に示されたる箇條カドウくに由ヨりて誤アヤマる所である、されば役人共は、先帝に盡シしたと同様ドウヤウの精神セイを以て朕チに事ツカへ臣民ミン共も亦一致チウジ和合同心ガフドウ協力シヨウリョクして

忠實と至誠とを朕に捧ぐべきである、役人といはず、臣民といはず爾等どもは何れも朕の精神のある所をよくよく身に體けて忘るゝ事なく朕が成すべき大業をすゝめ助け順ひ成せよ』との仰であります。

伏して惟みれば世界に國は多くありますけれども、萬世一系の帝位を踐み給ふものは只皇國があるばかりであります、されば皇國の天子様は現神と申上げまして、即て皇祖皇宗其儘の御出現であります、畏くも陛下には久しう東宮におはしまして、先帝よりうけ繼ぎ給ひし睿明なる御性質をもつて、内外の學問を積ませら

れ、潛龍の御徳を養はせ給ひ、今や現神として新に大御位に即かせられしは、我々國民の仰ぎ奉りて幸福とする所であります。殊に『先帝ノ遺業ヲ失墜セサラムコトヲ期ス有司須ラク先帝ニ盡シタル所ヲ以テ朕ニ事へ臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ』と宣はせ給ふに至りては、先帝より事へ來た御民我々は實に肺腑に沁み込みて有りがたく思はれます、されば我々國民は先帝御同様に否な寧ろそれ以上に、至誠を以て新帝に仕へ奉りて大御稜威の彌が上にも輝きます様祈り奉るは申す迄もない事であります。

さてこれより西園寺首相の奉答文を朗讀致します。

臣公望

セイクリュヤイキヨウフ

誠惶誠恐伏シテ言ウス

大行天皇奄ニ登遐

アラセラレ臣民憂懼措ク所ヲ知

ラス今

エイセイブンア

聖文武ナル天皇陛下大統ヲ承ケサセラレ茲ニ彝

訓ヲ垂レ給フ

セイイウトホ

聖猷遠ク慮リ睿圖遺スナク上ハ

セイテイ

先帝ノ鴻業ヲ讚キテ憲法ノ條章ニ循ヒ下ハ億兆ノ

和協ヲ獎メテ忠誠ノ私情ヲ輸サシメ以テ

祖宗ノ休光ヲ無窮ニ發揚セムトシ給フ是レ寔ニ宇

コ

トシ給フ是レ寔ニ宇

セイテイ

和協ヲ獎メテ忠誠ノ私情ヲ輸サシメ以テ

祖宗ノ休光ヲ無窮ニ發揚セムトシ給フ是レ寔ニ宇

コ

トシ給フ是レ寔ニ宇

内ノ齊ク仰ク所ニシテ臣庶ノ永ク賴ル所ナリ

臣等

聖勅ヲ拜シ感激ノ至ニ勝ヘス

今ヨリ後益匪躬ノ節

ヲ效シ夙夜淳礪邦家ノ進運ヲ扶翊シ以テ

聖旨ニ答ヘ奉ラムコトヲ誓フ

臣公望セイクリュヤイキヨウトシユツシ

ミテ奏ス

これは陛下の御家來とある公望が謹みて申し上げます、大行天皇様御謚號を奉る迄先帝を稱へ奉る言葉(ことば)が俄に御隠れ遊ばしまして臣民は何とも恐れ入つた次第であります、今や文武兼ね備り、さとく聖の君と在らせらるゝ天皇陛下が御位を御繼ぎ遊ばして、ここに結

構なる御訓を下し賜りました、伏して惟れば漏れ落つ
る事なく、しかも遠く慮らせ給ふ大御謀上は先帝の大
なる御功業を繼ぎ憲法の箇條に循ひて萬機の政を轡
はせ給ひ下は我々臣民共が一致和合して忠誠の至情
を以て事へ奉らしめかくて皇祖皇宗の大稜威を天地
と共に幾久しく輝し給はんとの大御心これ寔に他の
國々迄も齊しく仰ぎ見る所で又我々臣民共の永く頼
り恃み奉る所であります臣等は今御勅語を戴きまし
て何とも感激の至りに堪へませぬ此から後は益々一
身の私を忘れて皇上の爲にあらん限りの忠節を竭し

畫となく夜となく勉め勵みて進み行く皇國の御運を
彌が上にも進ませんやう扶翼け奉りて大御心に答へ
奉らんことを御誓ひ奏しあげます』といふ意味合であ
ります。

この首相の御答は即ち我々臣民が御答へ申上げたと
同様でありますからこの御誓申した事柄を實行して
こそ眞に新帝陛下忠良の臣民と申すことが出来ます
更に諸君は一面に

神國の人間に生れて神と皇上との大恩を知らぬ事
我身は我身ならず皆神と皇上との身と思ひ知れよ

270

334

大正元年八月十日印刷
大正元年八月十三日發行

〔非賣品〕

著作兼

代表者

金光教本部出張所

畠　　徳　　三　　郎

東京市日本橋區兜町二番地

神　　谷　　岩　　次　　郎

東京市日本橋區和泉町壹番地

印 刷 所

東京印 刷 株 式 會 社
東京市日本橋區兜町二番地

信心してまめで家業を務めよ君の爲めなり國の爲めなり
との神訓にも副ひ奉りて、本教の教徒たり信者たるが故に、他の一般國民に勝りて居るといはるゝ様致され
て、教祖の神の御靈徳にも報い奉る事が肝腎でありま
す。

終

